

奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品の保護帽をいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 当該年度において、満18歳以下となる者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者又は社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請をする日において奈半利町の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる者とする。

- (1) 児童生徒等（当該年度に満7歳以上、15歳以下となる者を除く。）
- (2) 児童生徒等以外の者（町税等の滞納がない世帯に限る。）

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費は、当該年度内に、ヘルメット販売事業者の店舗等において購入した、前条に規定する補助対象者が使用するヘルメットの購入費とする。

2 補助金の額は、ヘルメット購入価格に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金として交付する。ただし、その上限額は、2,000円とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき、ヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、ヘルメットを購入した日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 購入したヘルメットの品名その他補助事業の内容がわかる事項が記載され、ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続が完了したことを証する書類
 - (2) 第3条第1号アからカに掲げる安全基準の認証の確認ができるもの
- 2 第4条第1号に掲げる児童生徒等が使用するヘルメットに係る補助申請は、保護者が行うものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び額を決定し、奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、奈半利町自転車用ヘルメット購入費補助金請求書(様式第4号)(以下「請求書」という。)に補助金を振り込む口座情報が確認できる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 購入したヘルメットは、自転車乗車時に着用すること。
- (2) ヘルメットの購入後に発生した交通事故に関し、町が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(交付決定の取消等)

第10条 町長は補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。